

第2回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

新市の事務所の位置検討小委員会

日時：平成14年12月14日（土）午後2時

場所：西条市役所5階大会議室

1. 開会

2. 議事

（1）報告事項

①2市2町の庁舎の現況について

（2）審議事項

①庁舎の建設の是非について

3. その他

（1）第3回小委員会の開催日程について

5. 閉会

○出席委員

石川 昭司	近藤 經美	北野 英昭	戸田 健一
青木五十司	荃田 元近	岡田 初	真鍋 行義
塩崎 武司	渡邊 良一	越智 哲雄	青野 久美

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	定刻がまいりました。 委員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。 それでは、ただいまから西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市の事務所の位置検討小委員会の第２回会議を開会いたします。 なお、本日の小委員会は、通常の協議会同様に、一般の方の傍聴、報道関係者、行政関係者も同室しておりますので、ご了承いただきたいと思います。 会議の開催につきましては、小委員会規程第５条第２項によりまして、半数以上の出席が必要ということでございますが、本日の委員参加数全員でございます。本日の会議が成立しておりますことを、まずご報告を申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、小委員会の議長は、小委員会規定第５条第３項の規定によりまして委員長が務めることになっておりますので、議長を委員長にお願いしたいと思います。それでは議長、よろしくお願いします。
岡田議長	それでは、早速議事に入らせていただきます。 報告事項①の２市２町の庁舎の現況について、事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、お手元の資料の２ページをご覧ください。 ２市２町の庁舎の現況について、前回の資料で各階の配置についてはご説明いたしましたが、今回は、それと付属資料の方の、付属

発言者	議題・発言内容
事務局	資料 1 をもとに、各階のレイアウトの状況につきまして、説明をいたしたいと思います。 それでは、付属資料の方の付属資料 1 の 1 ページをお開けください。付属資料の 1 の方をお願いします。 付属資料の 2 市 2 町の庁舎等のレイアウトにつきましては、委員の皆様は庁舎の配置関係を確認していただくために、2 市 2 町の庁舎につきまして、同じ縮尺でのレイアウト図を作成いたしまして、その配置状況について確認をいただくものであります。 まず、付属資料の 1 ページ目から 3 ページ目が西条市役所の 1 階から 6 階までの配置図です。西条市役所は 7 階建てでございますが、7 階は傍聴席がほとんどございますので、このレイアウト図からは外しております。 まず、1 ページなのですが、1 ページは、1 階と 2 階のレイアウトを示してあります。1 階には、市民課、社会福祉課、出納室、生活福祉部長室、収入役室などが配置されております。右の 2 階には、税務課、下水道課、水道課、生活環境課、農林水産課、それと企画産業部長室が配置されております。 続きまして、2 ページ目が 3 階と 4 階の配置図でございます。3 階には、情報推進室、電算室、総務課、監理課、都市整備課、建設課、それと建設部長室。右側の 4 階には、市長室、助役室、秘書課、職員課、財政課、商工観光課、企画調整課、総務部長室などが配置されまして、次の 3 ページが 5 階と 6 階の配置図でございます。5 階には、この大会議室を初めまして、監査委員室、あと議会の委員会室、電話交換室などが配置されております。6 階は、議場を含む議会関係の委員会室等が配置されております。

発言者	議題・発言内容
事務局	以上が、今います西条市庁舎の1階から6階までのレイアウトです。 続きまして、4ページから6ページが、この市役所の道を挟む向かい側にあります市民センターでの各課室のレイアウト図でございます。それで、ちょうど真ん中にエレベーターがございますが、そのエレベーターから上の部分が主に市民センターでございます。下の部分、ちょうど南側になるわけですが、下の部分が市民会館という、同じ建物でございますけれども、市民センターと市民会館という使い分けをしております。主に市民会館の方は貸室、ホール等を中心とした構成でありまして、市民センター側に、図面で見ますと、上の方に市役所の関係課室が配置されております。 西条市民センターの1階には、高齢福祉課、農業委員会、土地改良区連合会などが配置されております。2階には、この市民センターには、保健センターと、保健センターに関連する部屋が配置されております。 続きまして、5ページですが、西条市民センターの3階と4階のレイアウト図でございます。市民センターの3階には、教育委員会と、それに関連する団体室等が配置されております。続きまして、4階なんです、4階には、選挙管理委員会と、あと右側にある会議室は、5階にあります西条市公民館の関連の会議室でございます。5階には、西条市公民館の事務室と講堂、それと関係の会議室が配置されております。以上が、西条市役所と、西条市民センターの配置図でございます。 続きまして、7ページから9ページが東予市役所の庁舎のレイアウト図でございます。

発言者	議題・発言内容
事務局	まず 7 ページ、東予市の市役所の 1 階には、市民課、生活環境課、税務課、会計課、収入役室などがレイアウトされております。続きまして 2 階には、管理課、建設課、都市計画課、商工振興課、農業土木課、土地改良区、農業水産課、農業委員会などが配置されております。ちょうど東予市役所の真ん中の部分は吹き抜けになっておりまして、真ん中の部分は事務室はございません。 次、8 ページが 3 階と 4 階のレイアウト図でございます。3 階には、市長室、助役室、財政課、総務課、教育長室、教育委員会、企画広報課、情報化推進室、電話交換室などが配置されておりまして、4 階は議場を含めまして、議会関係、監査委員室などがあり、5 階は会議室が配置されております。 東予市も西条市と同様に、部長制を敷いておりますが、東予市の場合は、特に部長室というのは設けておりませんので、この中には、レイアウトとしては入っておりません。 次の 9 ページが 5 階のレイアウトです。ここはもう会議室になります。 次に、10 ページが東予市の総合福祉センターの事務室の使用可能部分を取り出しております。この合併協議会も 2 階の会議室で開催しておりますが、その 1 階部分に保健介護課、保健センターを兼ねるものです。それと、人権啓発センター、福祉事務所、そのほかに社会福祉協議会の事務室、シルバー人材センターの事務室も総合福祉センターの方に配置されております。 続きまして、11 ページ目から 13 ページ目が丹原町役場のレイアウトでございます。少し細長い建物でありますので、13 ページ目にありますのは、11 ページの東側の部分、1 階が非常に長くな

発言者	議題・発言内容
事務局	っておりますので、１３ページ目は１階の東側の部分になっております。丹原町役場は１階には、住民課、税務課、保健福祉課、農地整備課、水道課、建設課、産業課、出納室、収入役室などが配置されております。その図では右側になりますが、２階には、町長室、助役室、総務課、企画財政課、農業委員会、教育長室、教育委員会、選挙管理委員会、あと会議室などが配置され、３階には、議場を含む議会関係が配置されております。これが、１１ページから１３ページが丹原町役場のレイアウトでございます。 １４ページが、町役場のすぐ隣にございます保健センターの配置図で、そこには、丹原町の保健センターが事務室として使っております。それが、１４ページ、丹原町の保健センターでございます。 次に、１５ページと１６ページが小松町役場のレイアウト図になります。小松町役場の１階には、住民課、健康福祉課、税務課、出納室、収入役室、あと会議室などが配置されておまして、その下側の２階には、町長室、助役室、総務課、教育委員会、会議室等、３階が次の１６ページでございますが、３階には、産業課、農業委員会、議会事務局、議長室で、その右側の４階に議場を含めまして、議員の関係の部屋が配置されております。 次が１７ページなんですが、１７ページが、小松町地域福祉保健センターで、事務室に使っている部分でございます。ここには、保健センターも入っておりますし、あと社会福祉協議会、それとシルバー人材センターもここに事務室を構えております。 以上が、付属資料１の２市２町の本庁舎及び付属庁舎のレイアウト図でございます。 以上で、説明を終わります。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	ただいま事務局から各２市２町の庁舎の状況等について報告がありました。これにつきまして、質問、ご意見ございましたら、よろしくをお願いいたします。 （「なし」の声あり）
岡田議長	特になければ、報告事項①につきましては、ご了承いただいたものとして進めさせていただきます。 続きまして、審議事項①の庁舎の建設の是非について、事務局より説明を求めます。
事務局	続きまして、庁舎の建設の是非について、ご説明をいたします。 この庁舎の建設の是非と言いましても、かなり大ざっぱに説明しておりますので、お手元の付属資料２の方をご覧ください。付属資料２の１８ページでございます。そこで庁舎建設の是非について、具体的に説明をいたしたいと思います。 まず、庁舎の建設是非の検討に当たりましては、次回に審議を予定しております事務所の事務の方式と密接な関係がございます。この二つは切り離しにくいもので、多分、これからの審議を進めていく上で、同時進行になるかと思いますが、新市建設計画等の策定にもこの事務所の位置の決定、事務所の建設の建設の決定というのが非常に重要でありますので、今回、一番最初に庁舎の建設の是非を上げさせていただいております。 まず１８ページからで説明をいたします。まず、１８ページの下欄なんですが、最初に、やはり建設をするのか、しないかについて

発言者	議題・発言内容
事務局	て審議を行うべきではないかというふうに考えております。建設するにしても、ある程度の規模と目安が必要かと思っておりますので、本庁方式の場合の必要面積について、同等規模の新居浜市を参考にいたしますと、敷地面積と延べ面積とも約2万平方メートル程度の事務室が必要であろうかと思っております。ちょうど新居浜市役所がこの規模でございます。それは敷地面積等必要面積をそこに示しております。 次の19ページ、上の段に、最近のこういう庁舎、他市町の庁舎の建設の工事費を一覧にしております。参考にいたしましたのは、西条地方局、重信町、松前町、この三つを参考に、延床面積、工事費、それと平米当たりの単価をそこに示しております。 次に19ページの2番、新庁舎を建設する場合の検討ですけれども、まず、建設するという選択肢を選んだ場合には、建設場所を検討する必要があります。新しい場所に建設するのか、それとも既存の施設の一部を利用して、必要部分を新たに建設するのかというどちらかを検討することになります。次に、新しい場所に建設するを選んだ場合には、下に行きまして、事務所を建設する位置、場所を選定するのが小委員会の審議事項になります。既存の施設を一部利用し、必要部分を新たに建設する場合は、2市2町の事務所のうち、どこを利用するのかを決めていかなければなりません。 その場所が決まりましたら、次に20ページになりますが、この事務所の建設時期について検討を行うようになると考えております。まず合併前に着手するのか、合併後、すぐ着手するのか。合併後、何年以内に着手するのかを検討し、その決定をいたします。ただ、どのケースにおきましても、合併までの工期がございません

発言者	議題・発言内容
事務局	ので、当分の間の事務所の位置、事務の方式を検討して、その両方をセットで決定するということになります。 次に、時期が決まりましたら、その建設方法につきまして、合併特例債を適用するのかもしれないかの判断がございます。合併特例債を適用する場合には、新市建設計画にも組み入れる必要がございます。それで、その新市建設計画に組み入れる場合も、場所、建設時期等を完全に特定した表現にするのか、それとも計画の変更ができるように緩やかな表現にするのか。これの緩やかな表現というのが、以前、視察研修をしていただきました徳山の方に新しく周南になる場所ですけれども、そこがこの右側のような決定をいたしております。新市建設計画に組み入れないというふうに決めた場合は、当分の間は現状のままで移行して、新市になって検討するという結論を導き出すようになるかと思えます。 次の２１ページの上段には、合併特例債の適用事業としまして、そのうち、合併後の市町のまちづくりのための建設事業に対する財政措置としまして、国の標準事業等に対する事業について参考資料として説明を載せてあります。 次に、２１ページの下の方ですが、先ほどの一番最初の選択肢で、新庁舎を建設しないというふうに選択した場合ですが、その場合には、事務所の事務の方式を検討し、現在の既存の庁舎を利用して、事務所の位置をどこにするのかを審議いたします。それにつきましては、総合支所方式、本庁方式、分庁方式という代表的な事務方式がございまして、これは、第１回の資料でそれぞれの長所、短所、メリット、デメリットをお示ししたとおりでございます。 次、２２ページに参考といたしまして、現在の庁舎で勤務する職

発言者	議題・発言内容
事務局	員の数を一覧にしております。これにつきましては、まず、西条市がこの本庁舎の方には、勤務している正規職員、臨時職員及び嘱託職員は含んでおりませんが、本庁内で勤務する職員は219名です。市民センターの方で勤務している職員は60名になっております。東予市役所は、本庁舎では153名、それと総合福祉センターには31名の職員が勤務しております。丹原町は本庁舎に93名、保健センタにーに6名の勤務が現状です。小松町は、本庁内に65名、保健センターの方に5名、あと水道が別館になっておりますので、水道課が4名という状況でございます。 ここで、延べ面積、これは本庁だけの延べ面積ですが、延べ面積の合計が1万9,588平方メートルで、先ほど申しました本庁の場合の必要な面積、新居浜市役所の面積とほぼ同等の面積となります。 続きまして、22ページの下に、市役所に関係する公共的団体の事務局が市役所内にございますので、その一覧を示しております。まず、社会福祉協議会なんですが、西条市は、産業情報支援センター内に現在がございます。東予市は総合福祉センター内、丹原町は福祉センター内、それと小松町は地域福祉保健センター内がございます。続きまして、シルバー人材センターなんですが、西条市は、市民公園の事務所内、東予市は総合福祉センター内、丹原町は福祉センター内、小松町は地域福祉保健センター内でございます。土地改良区の連合会もしくは土地改良区になりますが、西条市は市民センター、東予市、丹原町、小松町は本庁舎の中にあります。そのほかに観光協会とか、デイサービスセンターとかがそれに複合しまして配置されている状況でございます。 以上が、庁舎の建設の是非につきまして検討すべき項目について、

発言者	議題・発言内容
事務局	具体的な説明例を挙げたものでございます。
	以上で、説明を終わります。
岡田議長	第1回小委員会でご確認いただいたように、庁舎の建設の是非につきましては、今回と次回、第3回の2回で審議する予定となっております。したがって、本日の審議で結論を出すことは予定しておりませんので、ご了承ください。 それでは、ただいま事務局から説明申し上げました審議事項、庁舎の建設の是非につきまして、ご質問をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。 私から申し上げて余談になろうかと思いますが、先ほど事務局から申し上げておりましたように、新市建設計画の委員会の方とこの委員会の庁舎の件が一緒にならんと審議ができんというようなことで、きょうの会になっておるわけでございますので、その辺をご了承いただいたらと思います。 先ほど現在の2市2町の庁舎の図面等ご説明いただいたんですけども、どの庁舎をとってみても、一つでは、将来、どうしてもおさまりがつかんのではないかというのが、私、個人的な考えですけども、どの庁舎を使うというても、それは到底不可能であろうと思いますので、やっぱり新しく考えないかかなという気持ちも持っておりますが、皆様のご意見をぜひ伺いたいと思います。
真鍋委員	この件について、なかなか難しい問題であるんですけど、法定協議会に上げるまでに、ここでもう決めてしまうのか。例えば、案を二つほど持って法定協議会へ上げていくのか。それともう一つは、

発言者	議題・発言内容
真鍋委員	これ、もう一つは事務局へお尋ねするんですが、スケジュールとして、いつぐらいまでに、夏に住民説明会が始まるんですが、いつまでに決めていかないかんのか。事務局の方に、そのあたりもひとつお願いします。
事務局	まず小委員会でお尋ねの内容を決めるかということでございますが、これは、小委員会規程で、一応、事務所の庁舎の位置建設の是非についても審議事項になっております。そういうことでございますので、小委員会でその方向づけをいただきたい。そして、最終決定は協議会でしていただくということでお願いいたします。 それから、スケジュールでございますが、これは、現在、スケジュールは示しておりませんが、ただ、第1回目のときに、審議事項ということで、最終審議が、たしか6月下旬ということでお示しはいたしておりますが、これは、新市の名称とも兼ね合いがございますけれども、事務局の案でございますが、10月ぐらいまでには協議会で決定をしていただきたいと、このような考え方は持っております。ですから、それからいたしますと、この小委員会では、6月、あるいは7月ぐらいまでには決定をしていただきたい。こういう案は持っております。 以上でございます。
岡田議長	事務局はああいうことでございますけれども、先ほど、私、ここ書いてある内容を読んだんで、次回、第3回、2回でとか一応は言っておりますけれども、個人的に考えましても、1回や2回では到底できんことで、私、委員さんだけここへ出てきて、さっさと個人

発言者	議題・発言内容
岡田議長	的な意見をまとめたんでもいかん。議員さん、議長さんであれば、帰って特別委員会で相談もかけてこないかんという問題もありますので、行ったり戻ったり何遍もせな難しい問題だと考えております。
真鍋委員	流れによったら、当然持ち帰って、議員に相談をして、特別委員会もあるわけですから、そこへ相談して、また小松町の意見として出してくるということになってくると思います。
荃田副委員長	意見というのはいろいろあると思うんですよ。やっぱり2市2町ですから、2市2町の意見はあると思うんですけども、この小委員会というのは、やっぱり一つの方角というのは大事なことで、そこで、やっぱりやっていかないかんということは、その場所の云々というより、きょうの会合というのは、建てるか建てんかということの会合ですから、きょうは建てるということで結審をして、それから場所のことにおいては、その検討委員会等いろいろな中でのやりとりの中で決めていかないかん問題じゃないかなという気がするんです。その中で、やっぱり場所というのは引っ張りあいするので、なかなか僕は難しいじゃないかと思う。やるという方向建ててもね。それ、最終的にだれがどう調整するかはなかなか難しい問題等あるんですけども、一つのきょうの会合としては、庁舎を建てるという一つの方角だけは、ここでやっておかなかったら、次の新市の小委員会に議題として出せんという問題が僕はあるんじゃないかと思うんで、そこらをやっぱり議長、決めておいてもらったと思うんです。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	荃田委員さんからああいうお話が出ておりますが、これ、大変大事なことなので、どなたからでもということではなしに、全員のやっぱりそれぞれお考えを出してほしいと思いますので。
塩崎委員	今、副委員長さんのご意見を聞いておって、もっともじゃ思うんですよ。事務局の資料の説明の中でも、新居浜市と同等のところは18ページでも説明されておりますし、22ページでも足したところで、全部足してもまだ新居浜市より狭いというふうなことであれば、建てなしようがない。あっち話、こっち話を待っておってもしようがない。きょうのことは、きょう、建てるということで、それを全体において、これから後の会議も進めていかないと、小委員会が唱えてしたり、協議会のあれで持ち上げても、そこまで持っていっても、……なったら何もならないと思いますので、きょうはその一つ、建てるということを前提にして、次回の会議、それまでに預かっておる資料とか、また必要な資料をもし要るとすれば、事務局へ言うてやっていくようにした方が、僕も前向きやないか、答えは早くできるんじゃないかと思います。 以上です。
岡田議長	それでは、こちらから西条市議長さんから順に、ご意見、一人ずつ述べていただきたい。
青木委員	そうございまいすね。大体、私らが思っているのは、今度のこの合併は、そもそも国は素直には言わんけれども、地方自治体のリストラじゃなかろうかと思うような気がするんですよね。というこ

発言者	議題・発言内容
青木委員	とは、経費を削減したいという様子がたくさんあるんじゃないかと思われま。それに協力をするということになりますと、必ずしも市庁舎を1点もう建ててしまっということ、これは、建てたらもう随分やっぱりまた借金も残りますからね、その自治体には。で、しますと、新庁舎を建設するという意見に対しましては、非常にどうだろう、どこかを中心にして、そして支所方式というふうな形が、とりあえずはいいんじゃないかなろうかと思うようなのが現状です。したがいまして、新庁舎を建てるということには、なかなかどんなもんだろうかなという感じを持っております。
岡田議長	これは順にお聞きしていかないかんですけれども、現状のままでは絶対入らないというふうに、先ほどからの数字が出ておりますので、やっぱり建てる、建てん、即建てるか、先ほどの説明の中にもありましたけれども、何年かのうちにとかいうのもそれぞれありましたけれども、やっぱり建てるといってもその辺の問題もあるし、きょう言うて明日建つものじゃないですから、その辺、十分考えてもらってのやっぱり中での融通のある話もほしいんですけれども。まず、西条市議長さんはああいうご意見ですが、とりあえずは次に進みます。 小松の議長さん。
真鍋委員	私の方は、新庁舎建設に賛成します。というのは、やはりあそのさぬき市でしたか、行ったら、どういうんですかね、分庁舎方式だったかね、みんな同じような、総合支所方式いうんか、でやっとなら、実際の、先ほど西条の青木議長さんが言われたように、リ

発言者	議題・発言内容
真鍋委員	ストラというか、結局、行政改革の一環でやるわけですから、それでやると、職員が残ってしまうんですわね。それでは意味がないし、確かに無駄といえば無駄ですが、我々の立場からしたら、今、明確に言うことは地域に住む住民の利便性ということも考えると、位置のことも問題に将来なってきますし、新庁舎をつくってやる方がかえって逆に無駄をなくすというんですか、そうなるんじゃないかと。もう一つは１０年以内にやらなければ、特例債の利用も、これも使っていかなければならないし、要するに新庁舎を建設してやるのがベストやないかと思っております。
岡田議長	次、小松の青野委員。
青野委員	私も、基本的には建設をしていただきたいというのが結論なんですけれども、いつ、どこへ、どのようなものを建てるかについては、今後の問題であろうと思いますけれども、新市の建設計画の中へやはりこれは入れていただいて、そこで、計画の中に入れていただくというが、今の当面の問題だろうと思いますので、そういうことでお願いをしたいと思います。 それと、もう一つは、事務局に、これは建設するについての中でお伺いをしたいんですけれども、この資料の２２ページの中に、西条市、東予市、丹原町、小松町の１人当たりのいわゆる平米数で面積が出ておるわけなんですけれども、ちょうどこの庁舎を建てるにしても、あるいは合併するにしても、いわゆる先ほど言われたように、リストラということもあって、人員の削減も１０年間にかなり減るのではなかろうかと、それが一つの大きな目的であるというふ

発言者	議題・発言内容
青野委員	うに思っておるんですが、そのときに、2万平米というようなことの中で、面積として、今の現状での人数を考えた中での面積が出ておると思うんですが、これは、建設するとか、せんとかのその余談になるんですが、そこらあたりは事務局はどういうふうに、この資料を出してきておるのか。そこはちょっとお伺いをしておいたらと思います。
岡田議長	事務局。
事務局	ここで、職員の同等数の新居浜市を参考に選んでおりますが、これは、第1回目の資料でお示ししましたように、削減計画というか、定員管理計画を進めていった上で、将来的に適当な人数になるであろうというのを想定するために、新居浜市の職員数を参考にしております。ですから、合併当時にしますと、その職員よりはるかに多い数での事務の遂行になります。それから定員管理計画を進めまして、ちょうど新居浜程度の職員数を目標に進めていくということでございますので、現況に合わせた数でなく、将来的な想定される職員数がおさまるための施設として、参考に挙げております。
青野委員	わかりました。
岡田議長	次、越智委員、お願いします。
越智委員	私も、いただいておりますこの資料の22ページの本庁における職員とこのような実態内容を見てみても、やはり合併の本来の目的の、

発言者	議題・発言内容
越智委員	より合理化を図り、また市民の利便性向上の問題ではございますが、いずれにしても、こういう現実の内容からいうと、庁舎を建設せざるを得んのじゃないか、このような考え方を持っております。こういうことでございます。 先ほど小松町の青野委員さんのご発言にございましたような形の中で、どの時期にどういう形でやるのかというようなことについては、今後検討すべきものであると。いずれにしても、庁舎建設の是非、こういうものにつきましては、新しくやっていかざるを得ない、このような考え方でございます。 以上でございます。
岡田議長	次に、渡邊委員。
渡邊委員	結論は建ててほしいでございますけれども、私たち利用者から考えますと、やはり城がない市はあり得ないと。やっぱり城がほしい。しかし、財政的なものを私たちにはなかなかわかりませんし、今、皆さんのご意見を聞いてみても、多少の余裕が与えられるとするならば、例えば3年後には建てようとか、4年後にはどうしても建てようとか、その間に事務局の方からも今のようなもっと具体的な資料も出していただいて、そして究極の、最高のものを建てていただきたいというのが希望なんです。
岡田議長	次に、塩崎委員。
塩崎委員	私は、先ほどと変わりませんので。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	先ほど言うたあれで。はい。 その次、小松の助役さん。
戸田委員	私は、新市建設計画に盛り込んで、特例債を活用して、１０年以内に建てなくてはならんのではないかなということで、あくまで建てる場合は、本庁方式をお願いしていくと。それと、当然、建設までの当分の間、それが１０年になるのか、８年になるのか、７年になるのかは別として、その場合は、現在の庁舎を利用して、総合支所方式もしくは現庁舎の広さ、本庁としての能力が足りない場合は、分庁方式とのミックス型を検討すべきではないかと思います。 それで、その理由といたしましては、先ほど西条の議長さんがお話がありましたように、今回の合併の一番大きなメリットは、いわゆるリストラ化だというふうに思っております。当然、首長、理事者、議会議員がリストラ化されるのは当然としても、一番大きいメリットは、職員の配置合理化であるという考え方を持っております。それによって、多くの経費が節減されるものと思っております。 しかしながら、一方では、庁舎の建設を行う場合には、かなり多額の費用が、総事業費が想定をされる。これは、先進地の事例からいくと、合併市町村の事例では、合理化の原因によって、かなりの分がペイできるであろうというように聞いております。それと、特に、合理化を進めてないと、１０年間で地方交付税は減額されますね。５年間で段階的に減額されるということになれば、この１０年間でかなり合理化を進めてないと、１０年間で降になっての財政的なかなり負担が大きくなってくると。そのような意味からでも、あくまで新市、１０年間というその間に、それともう１点は、やっぱ

発言者	議題・発言内容
戸田委員	り合併市町の速やかな一体性を図ることからも、やはり建設すべきではないかというように思います。
岡田議長	北野助役。
北野委員	結論から言いますと、現在の庁舎面積、職員数みても、物理的に対応できないであろうと。建設はするべきじゃないかなと思います。それで、事務方式との関係がありますけれども、当面、合併当初には、どこかの事務所を決めなければならないと。それと、住民との合併直後の何といいますか、サービスの急激な変化、低下が起こり得るので、当面は、総合庁舎的な考えを持たざるを得ないだろうと。 それと、先ほど来から出ております職員の減等の財政的な問題、それで、合併後に、何年後に建てるかとか、財政的なものはありますけれども、そういう点については、今後の検討の課題で残ってくるかと思いますが、建設をやるべきではないかなと思います。 以上です。
岡田議長	次、東予市の助役。
近藤委員	皆さん言われましたように、当然、新庁舎が必要だというのは現状のいろんな分析からいってなってくることは間違いないと思います。ただ、新市が発足するまでに建てることはこれは不可能ということになりますから、新市発足の段階では、北野助役さんや、戸田助役も言われました、皆さんもご理解されておるように、やはり住民の利便性やサービスの面からいったら、現状をどうしても確保

発言者	議題・発言内容
近藤委員	していかななくてはいけない。そうなりますと、総合支所方式のような形にならざるを得ないということになってこようかと思いません。 合併後に建設をするということになってまいりますと、建設の新市建設計画の中へはどういいますか、明確にきちっと時期はこうだとか、位置づけをするんでなくて、玉虫色に位置づけはしておいて、新しい市が発足した後の体制の中で、十分検討をいただいて建てていただくと、こんなことの方がいいんじゃないかなろうかという、こんな気がしています。
岡田議長	西条市助役。
石川委員	今、助役さん方が言われましたように、当面の考え方としては、物理的に今のままの支所方式ということにならざるを得んと思うんですが、片一方で、新しい市が一つできるということでございますから、望ましいのは、当然に一つのところへ寄ってするというのが、小松の助役さんが言われましたように新しい市の一体性ということで望ましいということはわかります。しかしながら、一方におきまして、この１０年間に４６４億程度と言われておるんですが、新しい起債の事業規模ですね、その中からいいますと、新しい土地を構えて、庁舎を建てるということになりますと、先例等のあれも考えまして、大体１００億程度の土地から建設費からかかると思うんです。果たして、今のこの厳しい時期に、そういうことが優先されていいかどうかという面も、やっぱりあるんじゃないかという気がいたしております。

発言者	議題・発言内容
石川委員	したがいまして、私の考え方といたしましては、当面は、今、東予市さん言われましたように、総合支所方式ということで、緩やかな形の表記にしておいて、実際に、具体的に建設するかどうかというのは、新しい市ができた段階でのまたご議論ということにすべきじゃないかというふうなことも考えております。そうしますと、これも、今お話にありましたんですが、新市になった、合併をしたメリットということで、例えば職員数の削減というようなことからいいますと、またかなり難しい面は出て来ようかと。ですから、裏腹はあると思うんですけれども、4分の1近くの合併特例債を庁舎に突っ込んでまずやるということがいいのかどうか。その辺のこともいろいろ勘案すべきじゃないかというような気がいたしております。
岡田議長	それでは、東予市の茎田議長。
茎田副委員長	私も、今、塩崎さんや僕が言うたように、結論から言いますと建てるべきだと思います。それにしましても、東予の助役が言うように、玉虫色の表現をして、新市計画へ建てるという方向づけをして、合併した時点で、また特別委員会でもこしらえて、その賛否は新しい議員さんなり、首長さんらに任せてやっていくのが一番いいんじゃないかと思います。460億じゃの、今言う数字ですけれども、それは何も借金がないんで460億なら十分できるかわかりませんけれども、合併したときに、どういう方向になるかということは、やっぱりしてみな、その数字は踊らんと思うんで、その時点でやっぱり首長以下、議会のサイドの議員が相談して、事業費は何ぼぐら

発言者	議題・発言内容
荃田副委員長	いでやるかどうかというのは、決めるのが一番ベターじゃないかなという気がします。
岡田議長	一応、皆さん方からいろいろ出していただいたわけですが、私も一応、委員長ではありますが、丹原町の議長という立場で出ておりますので、私も述べさせていただけたらと思います。 先ほど来より現状の調査、説明いただきましたけれども、物理的に到底1カ所には、今のままではどこへ持っていっても無理だと思います。先ほど荃田議長からも申し上げましたが、やっぱり新しい庁舎は建ててやるべきだと私も思っておりますが、それまでの行き方はいろいろ方法があります。助役さん方が申されたような方法でなかったらしょうがない。3年になるか、5年になるか、ちょっと私もその辺、十分まだ検討しておりませんが、10年というのはちょっと長すぎるなというふうに思っておりますので、やっぱりこれからそういうやり方、いつというのは、これからの詰めでありますけれども、基本的な建てるか建てんかということについては、丹原議長としてはやるべきだなというふうに考えておりますので、そういうふうをお願いしたいと思います。 それでは、議長として進めたいと思いますが、建てるべきじゃないというのは、皆、ほとんど、一応は物理的に無理じゃから、当然出てくると思う。ここで、先ほど荃田議長が、きょう決めとけというお話があったけれども、その辺、どうだろうか。
近藤委員	きょう、決めなくては次回の進行にいろいろ差し支えるということでもないんじゃないかなという気がいたします。ですから、も

発言者	議題・発言内容
近藤委員	う少し、それぞれの２市２町、相談したり、協議をしたりする必要もあるような気もいたしますので、もう少し検討をして、次にでも方向づけを委員長の方でしていただいた方がいいんじゃないかなろうかという、そんな感じもせんことないんですが。 (賛成の声あり)
岡田議長	さん、どうですか。
青木委員	はい、そう思います。きょう、結論は出しにくいです。
岡田議長	私も先ほどこちよつと申し上げたかと思いますが、やはり帰ったらそれぞれ特別委員会もありますので、やっぱり相談ぐらいはかけてこんとと思いますので、ここでぴしゃつと言いつきも、決まったぞと帰ってしたんでは、特別委員会が何を言うかわからないので、その辺で、ぜひきょうはさせていただきたい。私の気持ちですけど、皆さんはどうでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
岡田議長	それでは、そういうことで、次回ということに。
荃田副委員長	そういう意見も、僕の意見もあったということも言うてくれないかん。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	そやけん、帰ったら、皆の意見。
荃田副委員長	決めという意見もあったし、東予の助役はもうちょっと待っとけ いう意見もあったし、西条の議長はいかんという意見もあったとい うことを言うてもらわな。
岡田議長	そういうことを踏まえて、また帰って、行政側も相談してもらわ なん、議会側も相談してもらおうしということで、そしたら、そうい うことにきょうは、帰ってまたご相談してくるということにさせて いただいたらと思います。 それから、申しておきますが、本日の結果について、今月２７日 に第３回合併協議会がございますので、その場で報告をせないけま せんが、事務局と私にご一任いただいて、また、資料もございます のでさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
岡田議長	事務局、次の予定はどうなっている。
真鍋局長	次回の予定でございますが、第１回のときに、平成１５年の１月 中旬を予定しておるということでございましたが、この２月も含め まして、この第３回の小委員会は日程調整を再調整をさせていただ きたいと思っておりますので、また、委員の皆様の方のご都合等も 今後お尋ねいたしまして、１月から２月にかけてということで調整 させていただきたいと思います。

発言者	議題・発言内容
岡田議長	次回はああいうことでございますので、本日の議題については、先ほど申し上げましたような結論で、次の回へ継続するということにさせていただきます。